

## 練馬区健康推進課公式ツイッターに係る運用基準

平成 27 年 3 月 25 日

26 練健健第 2095 号

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、ソーシャルメディアの活用に係る練馬区ガイドライン（平成 24 年 7 月 1 日 24 練企情第 486 号）に基づき、練馬区健康推進課公式ツイッターを運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この基準において定めるツイッターとは、米国 Twitter 社の提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で 140 文字以内の文章を不特定多数の利用者と共有するサービスをいう。

### (運用主体)

第 3 条 練馬区健康推進課公式ツイッターの運用主体は健康推進課とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等の総括的な事務を行う。

### (アカウント)

第 4 条 練馬区健康推進課公式ツイッターのアカウント登録内容は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 名前 練馬区健康推進課
- (2) ユーザー名 kenko\_de\_nerima
- (3) メールアドレス KENKOUSUISIN@city.nerima.tokyo.jp
- (4) パスワード 別途定める

### (発信する内容)

第 5 条 練馬区健康推進課公式ツイッターでは、健康推進課が実施する事業や健康増進の普及・啓発に関する情報発信を行い、その内容はつぎの各号のとおりとする。

- (1) 健康推進課が実施する事業全般
- (2) 健康増進の普及啓発に関する情報
- (3) その他、健康推進課長が適当と認める情報

### (意思決定)

第 6 条 情報発信の内容については、原則として健康推進課長の決裁を必要とする。ただし、健康推進課長が適当と認めるときは、複数の職員により内容確認を行うことを条件に、決裁を省略できるものとする。

(制限)

第7条 練馬区健康推進課公式ツイッターの制限事項はつぎの各号のとおりとする。

(1) リプライ（他のユーザーへの個別返信）を行わない。

(2) 他のアカウントのフォロー（情報の個別受診設定）を行わない。ただし、区の他所管課の公式アカウントや都道府県および市区町村の保健衛生主管部（課）、その他公共機関等が運用する公式アカウントで、フォローすることにより区民へ有益な情報を提供することができると健康推進課長が認めるものへのフォローはこの限りではない。

(なりすまし等の防止)

第8条 第三者によるなりすまし等を防止するため、練馬区健康推進課公式ツイッターのアカウント情報を練馬区公式ホームページの媒体に常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに前項に掲げる媒体において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(アカウントの停止または削除)

第9条 ツイッターのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事業が発生するなど、継続して練馬区健康推進課公式ツイッターを運用することが困難となった場合には、前条第1項に掲げる媒体においてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(遵守事項)

第10条 練馬区健康推進課公式ツイッターの運用においては、つぎの各号に掲げる事項を遵守する。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成27年3月26日から施行する。